

さいたま市告示第１００８号

さいたま市丸ヶ崎土地区画整理事業の事業計画（第９回変更）を土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第３９条第２項で準用する同法第２０条第１項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和３０年政令第４７号）第３条の規定により下記の事項を公告する。

なお、当該事業計画で都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、令和７年７月２１日までにさいたま市長に意見書を提出することができる。

令和７年６月１７日

さいたま市長 清水 勇 人

１ 縦覧期間

令和７年６月２４日（火）から令和７年７月７日（月）まで

２ 縦覧時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで

３ 縦覧場所

さいたま市役所都市局まちづくり推進部区画整理支援課
（さいたま市中央区下落合２丁目１８番６号）

４ 連絡先

- (1) 担当　さいたま市役所都市局まちづくり推進部区画整理支援課
- (2) 電話　０４８（８１５）８７２６